

計算書類に対する注記(法人会計)

平成29年度 社会福祉法人 三気の会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
 - ・上記以外の有価証券で時価のないもの一移動平均原価法
- (2) 棚卸資産の評価方法
該当なし
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産(リース資産を除く)一H19年3月31日以前に取得したもの一旧定額法
 - ・有形固定資産(リース資産を除く)一H19年4月1日以後に取得したもの一定額法
 - ・無形固定資産(リース資産を除く)一定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当年度末の退職給付費引当資産の残高と同額を計上している。
 - ・賞与引当金
職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込額のうち当年度の負担に属する金額を計上している。
なお、当期会計年度においては重要性の原則により計上していない。
 - ・徴収不能引当金
債権の徴収不能による損失に備えるため、徴収不能懸念債権については、個別に判断して必要額を、
その他の債権については、一括して過去の徴収不能額の発生に応じた金額を徴収不能見込額として計上している。
なお、当期会計年度においては重要性の原則により計上していない。
- (5) リース取引の会計処理
リース契約一件あたりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンスリース取引については、
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用している。
また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンスリース取引については
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。
- (6) 消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式を採用している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 当法人は独立行政法人社会福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入しています。
掛金は「退職給付費用」の科目で費用処理しています。
- (2) 職員の退職金の支給に備えるために熊本県民間社会福祉事業者退職共済事業の退職共済制度に加入しております。
退職給付引当資産及び退職給付引当金は、掛金累計額で計上しています。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 本部拠点区分
本部会計サービス区分
 - イ 三気の里拠点区分
施設入所サービス区分
生活介護サービス区分
短期入所サービス区分
日中一時サービス区分
相談支援事業サービス区分
共同生活援助等サービス区分
アンパサービス区分
支援センターサービス区分
 - ウ 三気の家拠点区分
児童発達支援サービス区分
日中一時支援事業サービス区分
相談支援事業サービス区分
 - エ 多機能拠点区分
就労サービス区分
生活介護サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位: 円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	177,592,718			177,592,718
建物	275,370,922		12,994,656	262,376,266
建物付属設備	24,381,459		3,031,595	21,349,864
定期預金				0
投資有価証券				0
合計	477,345,099	0	16,026,251	461,318,848

計算書類に対する注記(法人会計)

平成29年度 社会福祉法人 三気の会

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	542,476,671	280,100,405	262,376,266
建物付属設備(基本)	81,636,864	60,287,000	21,349,864
建物(その他の固定資産)	221,329,209	31,554,862	189,774,347
建物付属設備(その他)	102,074,799	14,825,418	87,249,381
構築物	42,652,959	14,143,207	28,509,752
機械及び装置	1,260,000	1,259,999	1
車輛運搬具	34,112,657	26,061,959	8,050,698
器具及び備品	68,084,810	45,391,139	22,693,671
有形リース資産			0
権利	816,420		816,420
無形リース資産			0
ソフトウェア	7,280,550	5,952,685	1,327,865
その他の固定資産	1,296,980	502,394	794,586
合計	1,103,021,919	480,079,068	622,942,851

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし